資料５

令和８年６月１２日

各専門部会等　第５期（令和８年～９年度）活動計画書（案）

１　くらし部会　　１ページ

２　はたらく部会　　３ページ

３　こども部会　　５ページ

４　相談支援部会　　６ページ

５　権利擁護部会　　８ページ

６　精神医療部会　　１０ページ

７　足立区障がい者ケアマネジメント評価会議　　１２ページ

第５期（令和８年～９年度）

足立区地域自立支援協議会　くらし部会活動計画書（案）

令和８年６月１２日

１　部会の目的

区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換、実態の把握を行う。

２　今期（２年間）及び今年度の重点課題

（１）今期の目標（２か年）

障がいのある方が地域でくらし続ける上でリスクとなる課題等を抽出し実態の把握を行う。

（２）今年度の重点課題

① 障がいのある方、家族等の高齢化によって生じる生活面の課題等を把握し調査していく。

② 職員不足等に対して業務の効率化やＩＣＴ化などの方法・手法等を把握し調査していく。

③ 障がい福祉サービス等を利用しなくなった方の理由を把握し調査していく。

３　具体的な取り組み内容（実行計画）

（１）

■課　　題：障がいのある方、家族等の高齢化によって生じる生活面の課題等を把握し調査する。

■実施内容：第２回本会議までに、くらし部会でサービスを利用している方、サービスを利用しなくなった方の実態を把握し、対策を検討する。

■目　　標：アンケートや情報共有により課題や困っている内容等を把握し、いくつかのテーマに対して、対策を検討し提起する。

（２）

■課　　題：事業所等において、職員不足・利用者支援等の対策として、業務の効率化やＩＣＴ化などの工夫している方法等を把握し調査する。

■実施内容：第２回会議までに、くらし部会で、各事業所で行っている取り組み、区外の事業所で行っている取り組みなどを調べていく。

■目　　標：アンケートや情報収集により課題を把握し、共有化を図っていく。

（３）

■課　　題：事業所等において、障がい福祉サービス等を利用しなくなった方の理由を把握し調査していく。

■実施内容：第３回会議までに、くらし部会で、各事業所や地域生活支援拠点等での事例な

どをまとめ、具体的な対応事例や制度などの活用を含めて検討・提起していく。

■目　　標：アンケートや情報収集により具体的な対応方法・仕組み・制度の活用等を整理し、利用しなくなった理由を解決できる内容を想定していく。

以上３つの項目を第１回～第３回の会議の中で行っていく。

４　実施スケジュール

第１回：令和８年　7月１４日（火）１４時から
第２回：令和８年１０月　６日（火）１４時から
第３回：令和９年　１月２９日（金）１４時から

第５期（令和８年～９年度）

足立区地域自立支援協議会　はたらく部会活動計画書（案）

令和８年６月１２日

１　部会の目的

障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び域資源開発のあり方を検討する。

２　今期（２年間）及び今年度の重点課題

（１）今期の目標（２か年）

働き方の多様化や法改正といった外的環境の変化に伴い、働くことを希望する障がいのある人や雇用を検討する事業主に対して、適切な情報提供や支援が行えるよう、情報の共有及び整理を行う。また、障がいのある人の就労支援を行う関係者全体の支援の質向上を目指し、具体的な取り組みを進める。

（２）今年度の重点課題

令和７年度に実施した普及啓発活動を起点に、引き続きパンフレットの配付を行い、動画や記事の閲覧状況を分析するとともに、報酬改定を見据えた障害者総合支援法における就労支援サービスの在り方について検討する。

３　具体的な取り組み内容（実行計画）

（１）

■課　　題：足立区内企業における障害者雇用促進に向けた取り組み
障がい者雇用を人材不足解消や業務改善の手段として理解する機会が十分ではない。法定雇用率の引き上げを見据え、雇用促進に向けた理解を広げる必要がある。

■実施内容：７月以降を目安に、企業向けセミナーを実施する。併せて令和７年度に作成したパンフレット・動画・記事も活用し周知活動を行う。

■目　　標：セミナーでは区内企業３０社以上の参加を目指し、相談・見学・実習受入れなど次の行動につなげる。

（２）

■課　　題：就労支援サービスの質の向上
就労支援サービスにおいて、サービスの質や適正運営が問われる事例が報道されている。利用者が安心してサービスを受けられる地域支援体制を整える必要がある。

■実施内容：令和８年度中に、はたらく部会主催で、就労支援サービス事業所向けのセミナ

ーや情報共有の場を設け、支援事例の共有、サービスの質に関する意見交換などを取り上げる。

■目　　標：区内事業所間が実践や課題を共有し、各サービスの役割と適正な運営のあり方を確認することで、障がいのある人が安心してサービスを受け、自分に合った働き方を選択できる地域づくりにつなげる。

４　実施スケジュール

第１回：令和８年　８月　４日（火）１５時から１７時
第２回：令和８年１０月２０日（火）１５時から１７時
第３回：令和９年　１月１９日（火）１５時から１７時

第５期（令和８年～９年度）

足立区地域自立支援協議会　こども部会活動計画書（案）

令和８年６月１２日

１　部会の目的

様々な立場から子どもの支援に関わっている足立区内の１５の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。

２　今期（２年間）及び今年度の重点課題

（１）今期の目標（２か年）

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に必要な「縦横連携」にあたって、課題となっていることを共有し、協議していく。

（２）今年度の重点課題

①　各機関における「縦横連携」構築の現状と課題の共有

②　こども・若者(当事者・支援者)の意見を聴き課題を把握する

３　具体的な取り組み内容

■テ ー マ：「縦横連携」をすすめる上で、課題となっていることを抽出し、課題解決のために各機関でできることを検討する。

■実施計画：第１回　各機関の現状について情報共有し、課題を抽出する。
第２回目に実施する当事者・支援者に意見を聴く内容について、検討する。
第２回　当事者・支援者の意見を聴く。
第３回　第１回、第２回の内容を踏まえ、各機関でできることについて協議する。

■目　　標：各機関で実施できることについて取り組み、その成果を共有する。

４　実施スケジュール

第１回：令和８年　7月１０日（金）１４時～１６時　会場：障がい福祉センター
第２回：令和８年１０月（予定）　会場：都立花畑学園
第３回：令和９年　２月（予定）　会場：東京未来大学

第５期（令和８年～９年度）

足立区地域自立支援協議会　相談支援部会活動計画書（案）

令和８年６月１２日

１　部会の目的

障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な相談支援に関する諸課題を検討・整理し、相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。

２　今期（２年間）及び今年度の重点課題

（１）今期の目標（２か年）

相談支援に関する諸課題を検討・整理し、相談支援体制の充実を目指す。

（２）今年度の重点課題

①　相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。

②　相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。

③　相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。

３　具体的な取り組み内容

■課　　題：第４期では、サービス利用を拒否する、または支援の必要性に気づいていない方、情報が届きづらい中途障がいの方など、福祉サービスに繋がっていない人たちへの支援は個別性も高く、課題抽出が困難であることを共有した。そのため相談支援における地域課題を見極めるための情報収集の工夫が必要。

■実施内容：まず初めに相談支援事業所ネットワークを活用することで、相談支援専門員が日常的に行っている支援で感じている課題を、部会で取り上げ検討課題とする。

■目　　標：主任相談員を中心としたコア会議や相談支援事業所ネットワーク、部会員の参加する会議や団体などで抱えている課題を集約し、部会の検討課題とすることで、当事者の声に寄り添う地域づくりに活かしていく。

４　実施スケジュール

（１）第１回：令和８年7月２２日（水）１４：００～　場所：障がい福祉センター

相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。

【事前準備】

５月に実施する相談支援事業所ネットワークに参加する相談支援専門員から地域の強みと課題、実行計画を検討する機会を作る。

【実施内容】

部会において上記相談支援事業所ネットワークで抽出された内容を素材に検討し、部会の重点課題と実行計画を絞り込む。

（2）第2回：令和8年10月23日（金）14：00～　場所：障がい福祉センター

相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。

【事前準備】

主任相談支援専門員が相談支援部会と相談支援事業所ネットワーク等との橋渡し役となり、協議会と連動した活動を行う。第 1 回の部会検討内容を相談支援事業所ネットワークに報告し、相談支援専門員に対して協議会とのつながりを意識する機会を作る。

【実施内容】

① 第 1 回の検討内容と相談支援事業所ネットワークからの意見を紹介し、具体的な課題と実行計画について検討を深めていく。

② 検討内容によっては、地域生活支援拠点コーディネーターや各種団体（当事者）をオブザーバーとして参加依頼することも検討する。（個別事例から地域課題を抽出する）

（3）第3回　令和9年2月25日（木）14：00～　場所：障がい福祉センター

相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。

【事前準備】

部会委員（主任相談員）があだち相談支援フォローアッププロジェクトの取り組みであるモタリング結果の検証を実施している。（第４期成果物）

【実施内容】

① 相談支援部会で検討してきた課題と実行計画について内容を深める。

② モニタリング結果の検証を行った委員から、事業を通して感じた足立区の地域の強みと課題について現状報告を行う。

③ 第1、2回で深めた内容と②の報告の中から資質向上につながる取り組みついて検討する。

5　その他確認事項

（1）地域の相談支援の中核的な役割については、主任相談支援専門員と基幹相談支援センター職員で構成するコア会議が担う。

（2）コア会議メンバーと相談支援部会の相談支援専門員の委員が兼ねている強みを活かし、相談支援体制や機能充実に向けた検討材料に相談支援事業所ネットワークの意見も活用していく。

（3）本会議で提案があった相談支援事業の複数事業所による協働モデルについては、基幹相談支援センター業務として情報を取集し、コア会議にて検討をおこなう。

（4）令和９年度障害福祉サービス等報酬改定等の方向性を確認しながら検討を進めていく。

第５期（令和８年～９年度）

足立区地域自立支援協議会　権利擁護部会活動計画書（案）

令和８年６月１２日

１　部会の目的

「地域における障がい者の権利擁護の推進と各機関の連携」を目的に、障がい者の権利擁護支援に関する事例や事案について、関係者と情報を共有する。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を兼ね、差別の解消や合理的配慮の提供について協議する。

成年後見制度等の権利擁護支援の促進、障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築を目指す。

２　今期（２年間）及び今年度の重点課題

（１）今期の目標（２か年）

障がいのある方の権利が尊重され、誰もが地域の中で安心して生活できる共生社会の実現に向け、障がい理解、差別解消・合理的配慮の提供、権利擁護に関する取り組みを一体的に進めるために、今期は「権利侵害防止」と「意思決定支援」の２軸に着目し、取り組みを進める。

１年目は障がい理解の促進による共生社会の推進、２年目は障がい者支援に即した法人後見の活用や成年後見制度改正への対応の検討を行う。各年度、当事者、家族、事業者、関係機関、地域住民等の多様な立場から意見を共有し、地域における課題や必要な取り組みについて検討を深めることで、相互理解の促進と実践につながる取り組みの充実を図る。

（２）今年度の重点課題

① 区民や事業者などが、障がいのある方を身近に感じることができるような障がい理解促進に関する取り組みの継続と充実

② 事業者への障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の提供の義務化に関する周知の継続

③ 障がいのある方からの障がいを理由とした差別的取扱いや、合理的配慮の提供に関する相談事例、障がい関連計画策定のためのアンケート調査の回答などから地域や業種ごとの課題の抽出

３　具体的な取り組み内容（実行計画）

■課　　題：障がい理解の促進による共生社会の推進

■実施内容：第１回部会において、令和７年度に実施した区内中学校福祉用具体験等の実施報告を行う。体験当日の状況や体験終了後の生徒からのアンケート結果をもとに、子どもの視点から見た本取り組みの成果や評価できる点、課題を整理し、今後の取り組みの検討につなげる。

■目　　標：前期の部会で障がい理解啓発のキーワードとして挙げられた「共生社会が自然に理解できること」「特に障がいとの接点が少ない子どもや企業にもわかりやすいこと」「親しみやすさ」「自分ごとにする」を大切にする。地域一体となり障がい理解に関する取り組みを行うことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として暮らせる共生社会の実現につなげる。

■課　　題：当事者と事業者の対話による差別解消・合理的配慮の推進

■実施内容：第２回・第３回の部会において、当事者や地域の店舗等事業者、医療機関等の方々に部会に参加いただき、店舗利用など日常生活のなかで想定される具体的な場面をもとに事例検討を行う。当事者が感じる困りごとや、事業者側の対応上の悩み等を共有するとともに、すでに行われている配慮や工夫を共有し、実践に向けた意見交換を行う。

■目　　標：当事者・事業者双方の視点を踏まえ、地域の中で実践できる合理的配慮の提供の具体例や工夫を共有することで、相互理解を深めるとともに、地域やサービスを安心して利用できる環境づくりにつなげる。

４　実施スケジュール

第１回：令和８年　7月１５日（水）１４時～１６時

第２回：令和８年１１月１８日（水）１４時～１６時

第３回：令和９年　２月　３日（水）１４時～１６時

第５期（令和８年～９年度）

足立区地域自立支援協議会　精神医療部会活動計画書（案）

令和８年６月１２日

１　部会の目的

精神障がい者の支援に関する連携及び調整

２　今期（２年間）及び今年度の重点課題

（１）今期の目標（２か年）

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」(にも包括)に向けた協議および情報共有

（２）今年度の重点課題

精神障がい者ピアサポーターの活動強化および育成支援

３　具体的な取り組み内容（実行計画）

■課　　題:精神障がい者ピアサポーターの人数が少ない上に、活動の場が限定されている。

■実施内容：(精神医療部会)

年２回の開催の中で、精神医療部会で下部組織である「にも包括ワーキンググループ」からの精神障がい者ピアサポーターに対する取り組み内容の提案について協議していく。

（にも包括ワーキンググループ）

年に５～６回、「にも包括ワーキンググループ」を開催し、ピアサポーターの人数を増やすための取組みや、活動の場を広げるための企画を検討し、精神医療部会で提案していく。

■目　　標：精神障がい者ピアサポーターの活動の強化および育成支援に向けた取組みを行い、毎年２月に開催する「ふれんどりぃピアサポーター養成講座」に反映させていく。

４　実施スケジュール

(精神医療部会)

（１）４月～９月（前期）：７月２８日（火）

①　「にも包括ワーキンググループ」の活動計画について協議

②　「にも包括ワーキンググループ」から精神障がい者ピアサポーターの周知強化および人数増加のための提案に対する検討

③　その他、精神障がい者の支援に関する課題の共有と抽出およびその解決に向けた連

携と調整、そのための手段の検討

（2）１０月～３月（後期）：１２月２２日（火）

① 「にも包括ワーキンググループ」の活動計画について協議

② 「にも包括ワーキンググループ」から精神障がい者ピアサポーターの周知強化および人数増加のための提案に対する検討

③ その他、精神障がい者の支援に関する課題の共有と抽出およびその解決に向けた連携と調整、そのための手段の検討

令和８年６月

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

１　足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について

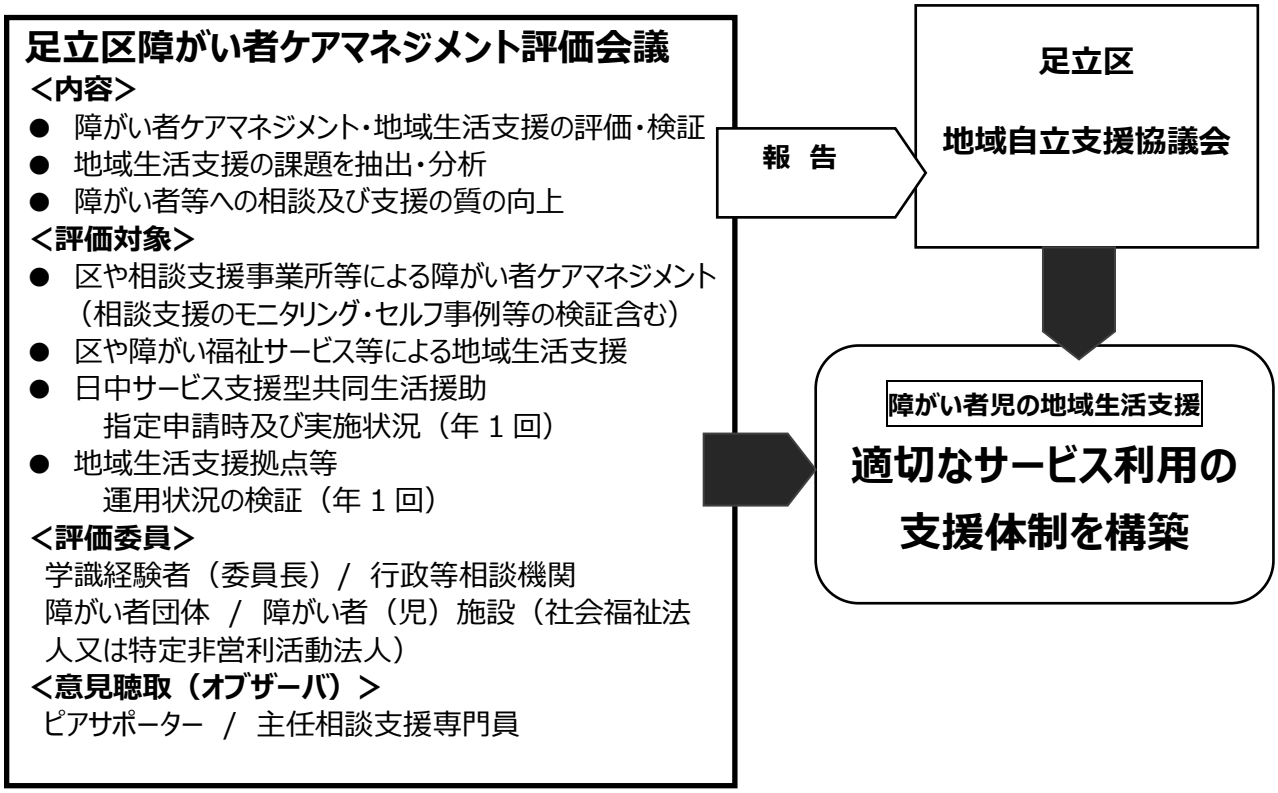
足立区障がい者ケアマネジメント評価会議（以下「評価会議」）は、**障がい者児の適切なサービスの利用を支援する体制を構築すること**を目的としています。足立区では、平成１５・１６年度に「東京都支援費制度利用援助モデル事業」の指定を受け、その一環として評価会議を行い、平成１７年度に区の事業として評価会議を試行し、平成１８年度から本格実施しています。

２　令和８年度の実施計画（案）

令和５年度からは、評価会議の対象や方法について、足立区の相談体制や地域資源の現状に即し、次の通り整えて実施しています。

- **「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の事業を評価対象に追加**
- **主任相談支援専門員からの意見聴取の仕組みを追加**

なお、国の基準や指針において、「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の評価は、自立支援協議会等で行うものとされているため、足立区では、「評価会議」を自立支援協議会に準ずるものとして位置づけています。



【令和８年度予定】

第１回 地域生活支援拠点等の検証	８月７日（金）１３：３０～
第２回 相談支援	９月２４日（木）１３：３０～
第３回 日中サービス支援型共同生活援助の報告	１１月３０日（月）１３：３０～
第４回 相談支援	１月１９日（火）１３：３０～

3　内容について

（１）　地域生活支援拠点等の検証

国の第７期障害福祉計画に係る基本指針において、「地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。

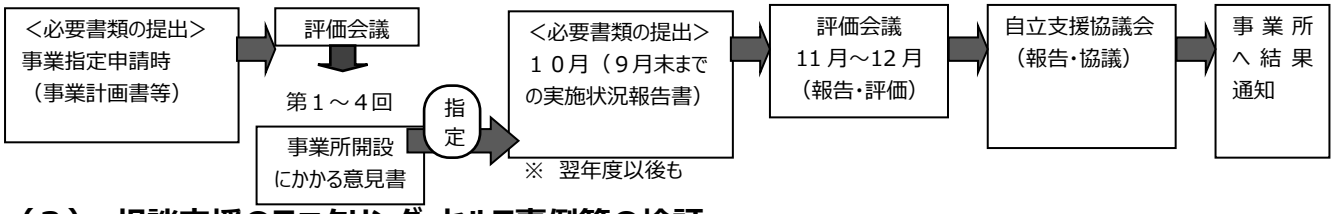
足立区においては、拠点等の５つの機能を担う拠点担当者会議を年４回程度開催し、支援状況を共有し課題を把握しています。評価会議においては、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証し、「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」（Ｒ４年３月）等を参考に必要な機能および運営の８つの評価軸に沿って、評価を実施していきます。

評価軸
必要な機能： （ａ）【要支援者の事前把握及び体制】　（ｂ）【相談機能】　（Ｃ）【緊急時の受け入れ・対応】 （ｄ）【地域移行のニーズ把握】　（ｅ）【体験の機会・場の確保】（ｆ）【専門的人材の確保・養成】 運営： （ｇ）【地域の体制づくり】（ｈ）【地域生活支援拠点等の運営状況】

（２）　日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されました。本事業は、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。また、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、事業指定の申請時及び定期的に年１回以上、自立支援協議会等から評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

足立区では、評価会議を自立支援協議会に準ずるものとして「報告・評価を行う協議会等」に位置付け、事業指定時の評価を行うとともに、「日中サービス支援型共同生活援助事業実施状況等報告書・評価シート」（足立区様式）にて実施状況の評価を年１回行っていきます。令和４年９月にはじめて１事業所が開設され、現在は２法人２事業所となっています。



（３）　相談支援のモニタリング・セルフ事例等の検証

計画相談支援等は障がい福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業です。その質の維持・向上と地域の相談支援体制の充実・強化に向けて相談支援のモニタリング検証を行います。

検証は、支援者支援の視点を大切に取り組みます。また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点については、「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」（令和２年３月）等を参考に、区内の主任相談支援専門員と打合せをしながら進めていきます。

足立区においては、相談支援専門員の不足等の状況により、計画相談が十分いきわたっていないため、セルフ事例についての取り組みも考えていきます。